

**第1回 伊勢市バリアフリーマスタープラン
策定協議会
議事録**

令和元年6月7日

第1回 伊勢市バリアフリーマスタープラン策定協議会

日 時 令和元年6月7日(金) 午前11時から

場 所 伊勢市役所東館4階4-3会議室

委員出席者
(敬称略)

笠原 正嗣
池田 泰幸
高山 勲
梶田 直樹
高松 靖司(代理:岡村 淳美)
三村 和也(代理:藤原 寛仁)
三尾 啓輔
中森 忠司
廣 政男
勢力 潤
前島 賢
山本 誠
河之口 学
野口 あゆみ
西村 純一(代理:上紺屋 道明)
森 修
村井 正明
小野田 勝巖
上田 雅章
鳥堂 昌洋
須崎 充博
森田 一成
植村 法文

傍 聴 者 1名

事 務 局 都市計画課長 荒木 一彦
都市計画課計画係長 大西 正峰
担当 大野 明子

司会進行 事務局（都市計画課長）

傍聴人 1名

【次第】

- 委員紹介及び会長・副会長の選出
- 伊勢市バリアフリーマスタープランについて
- その他

（詳細は別紙のとおり）

【内容】

○会長・副会長の選出について 協議会の公開及び傍聴要領について

本協議会の公開、非公開について諮ったところ、原則公開とすること及び事務局作成の傍聴要領（案）が了承された。

委員紹介及び会長・副会長の選出

会長は笠原委員、副会長は野口委員として了承された。

○伊勢市バリアフリーマスタープランについて

説明

◆事務局

伊勢市では現在、バリアフリーの取り組みとして地域福祉計画、第5期障害者福祉計画・第1期障害児福祉計画、第8次老人福祉計画といった計画を策定し、障がい者サポーター制度、観光振興基本計画に基づくおもてなしヘルパー事業、教育振興基本計画に基づく「やさしいまち伊勢市発見大賞」事業などに取り組んでいる。

都市計画としては、伊勢市交通バリアフリー基本構想を平成29年2月に策定し、「五十鈴川駅周辺地区」を重点整備地区として位置づけ、鉄道駅や道路などにおいて特定事業を定め、各施設のバリアフリー化事業を推進している。

平成30年5月に国は、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として共生社会等の実現を図るため、バリアフリー法の一部を改正し、生活関連施設及び生活関連経路の移動等の円滑化に係る方針（マスタープラン）の制度を創設し、マスタープラン策定を国の予算により支援することとした。

バリアフリー法においては、国が定める基本方針に基づき、市内の旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区について、バリアフリーマスタープラン及びバリアフリー基本構想を策定するよう努めるものとされている。

これらを受け伊勢市では、市内の基本構想を策定済みの地区以外の地域においても計画的にバリアフリー化を推進することにより、高齢者や障がい者が容易に移動でき、誰もが安全・安心に過ごせるまちを実現するため、令和2年度末までに「伊勢市バリアフリーマスタープラン」を策定することとした。

まちなかにおける移動等の円滑化を図るためには、個々の施設のバリアフリー化だけでなく、建築物や道路等の連続性を確保した「面的・一体的なバリアフリー化」が必要不可欠である。この「面的・一体的なバリアフリー化」を図るため、マスタープランや基本構想の活用が有効であり、バリアフリー化の方針を示すことにより、広くバリアフリーの考え方が共有されるとともに、バリアフリー化の促進により「施設間の連携」や「円滑な情報収集」などの効果が期待され、誰もが暮らしやすいまちづくりに繋がっていくと考えている。

またマスタープラン策定後も、関係者とバリアフリー化の状況等について継続的に確

認し、必要に応じてマスタープランの見直しや、具体事業の調整が可能になった時点で出来るだけ速やかに基本構想の策定を行うことが重要であると考えている。

次に経緯についてであるが、バリアフリー法に基づき、伊勢市における効率的、効果的なバリアフリー化を推進し、高齢者や障がい者等の移動や施設の利用における利便性や安全性、快適性を向上させることにより、高齢者や障がい者等の社会参加や国内外からの来訪者との交流促進を目的に、平成 29 年 2 月、「伊勢市交通バリアフリー基本構想」を策定した。

策定にあたっては、国や県、施設管理者、地域住民などによる伊勢市交通バリアフリー基本構想策定協議会を設置し、現地調査を含め地区の選定や課題の抽出などを議論いただいた。

基本構想では、五十鈴川駅周辺を重点整備地区として設定し、鉄道施設、道路、商業施設、横断歩道等のバリアフリー化事業の整備目標時期を、短期は令和 2 年度まで、長期は令和 3 年度以降として位置づけた。

基本構想策定以降、短期として位置づけた事業については各事業者が事業を実施しており、五十鈴川駅においては国、県、市から補助を受け、令和 2 年度末までにエレベーターの設置やトイレの整備等を実施する予定となっている。また道路や横断歩道など、それ以外の事業についてもそれぞれ進行中である。

基本構想の概要版を参考資料として添付したので確認いただきたい。

資料の 2 ページ「3. 制度の概要」について、バリアフリーマスタープランとは、生活関連施設が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区を移動等円滑化促進地区として定め、生活関連施設及び生活関連経路の移動円滑化にかかる方針を示すものである。生活関連施設とは、鉄道駅などの旅客施設、役所などの官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設など、相当数の高齢者、障がい者等が利用する施設と定義されている。そしてそれら生活関連施設同士をつなぐ道路を生活関連経路といい、それらの施設間の移動は通常徒歩で行われることとされている。つまりバリアフリーマスタープランは、こうした高齢者や障がい者等が多く利用する施設が集まる場所を市内から選び出し、そこを促進地区として位置づけ、促進地区内にある施設や、施設の間の歩いて回るための道路について、バリアフリーの方針を示すものである。

次にバリアフリーマスタープランにおいて定める主な事項についてだが、移動等円滑化という法律の用語をバリアフリーと読み替えて説明する。

まず、促進地区におけるバリアフリー化の促進に関する基本的な方針について、マスタープランの位置づけや、計画期間、マスタープランを作成する背景・理由、地区の特性、地区の特性を踏まえたバリアフリー化の基本的な考え方などを記載する。

2 つ目に、促進地区の位置及び区域を定める。

3 つ目に、生活関連施設と生活関連経路の指定、そしてこれらにおけるバリアフリー化の促進に関する事項を定める。

4 つ目に、行為の届出等の対象となる区域を設定する。これは、このマスタープランに位置づける促進地区において、駅などの旅客施設やそこにつながる道路の改良などで

他の施設と接する部分の構造の変更などを行う場合、市に届出をしてもらうというものである。そうすることにより、施設や経路それぞれのバリアフリー化について確認するだけでなく、施設と経路の間、繋ぎ目の部分において連続したバリアフリー化が図られているかということについて、確認することができるようになる。

5つ目に、市町村が行うバリアフリー化に関する情報収集、整理、提供に関する事項について定める。これはマスタープランにバリアフリーマップ作成について明記した場合、各施設の管理者はバリアフリーの状況について、市町村の求めに応じて情報提供しなければならないというもので、円滑な情報収集が可能となる。

最後に、その他の事項として、ここにはソフト面での取り組みや心のバリアフリーに関する事項について定める。

資料の3ページ「マスタープランの作成」について、【着手段階】では「庁内体制の構築」として、当市でも都市整備部局や福祉部局、教育委員会などによる庁内検討会を立ち上げた。

次に「協議会の設置」としては、当市でも国、県、市、施設管理者、学識経験者、各種団体代表などによる協議会を設置し、本日は皆様にお集まりいただいた次第である。

次の項目の【作成段階】では「現状調査」とあり、まちあるき点検、アンケート調査、各種団体へのヒアリング等の実施を予定している。

この現状調査で抽出した課題に対して、「バリアフリーマスタープランの作成」を行うこととなるが、先ほど「マスタープランにおいて定める主な事項」として挙げた各項目を定める。ここまでが、バリアフリーマスタープランの作成に必要な各項目であり、本協議会において協議いただく内容である。

バリアフリーマスタープラン策定後は、具体的事業の調整ができる場合には、事業を実施する地区について基本構想を策定し、事業内容を構想の中に位置づけていくこととなる。これについては、必要に応じて本協議会とはまた別に基本構想策定協議会を設置することが必要となる。

資料2ページ「4. 策定の進め方」、「(1) 策定方法」については、本協議会において、まち歩きによる現地調査や市民アンケートなどにより整理した課題に対して協議を行い、バリアフリー化の方針を定めていく。

バリアフリーマスタープランは、バリアフリー化の方針を示すものであり、現状把握や課題抽出の段階においては実際の問題点や問題箇所を具体的に挙げていただくことを考えているが、マスタープランはそれら個別具体的な課題を解消するための整備内容について、具体的に定めていくものではない。具体的な整備内容については、マスタープランを策定した後、令和3年以降に必要なに応じて基本構想を策定し、対応していくことを考えている。

ここからは時間の都合上、資料の見出しだけ説明する。

資料の4ページは、当協議会の名簿である。5ページは、協議会の要綱である。6ページは、庁内検討会の名簿である。詳しい内容は、省略する。

資料の7ページは、策定スケジュール案である。4月に本協議会を設置し、本日第1回協議会の後、課題整理として市の現況と関連施策を整理すると同時に、市民アンケート

トと関係団体のヒアリングを行う。そして課題整理の結果や、整理した課題から選定したまちあるき対象地区について、第2回協議会で説明する。その後、委員に参加いただいてまち歩きによる現地調査を3回程度実施し、それらの結果をもって第3回協議会において基本方針案、つまり地区の特性やそれを踏まえたバリアフリーの基本的な考え方について協議いただく予定である。ここまでが今年度の予定であり、来年度は協議会を3回程度開催し、マスタープラン全体の取りまとめを行い、その後パブリックコメントを1ヶ月間実施して、広く市民の意見を募集する。そしてその結果をもって協議会において最終的な取りまとめをいただき、令和2年度末までには策定公告を行いたいと考えている。

意見・質問

(質) 委員

庁内検討会は、開催を何回予定しているのか。

(答) 事務局

基本的には、今後の方針や資料作成について検討するため、協議会の前に1回は開催する。場合によっては何度か開催し、庁内的にまとめてから本協議会に諮ることとし、庁内検討会は事前準備的な組織としての位置づけを考えている。

(質) 委員

今の伊勢市の状況は、部門間の連携がいまひとつではないかと思う。バリアフリーマスタープランは、全国でも策定済みのものがまだないということであるので、期待している。これを立派なものにしていかなければならないと考えているので、是非これを契機に、行政の連携のすばらしさを見せていただきたい。

(意) 会長

庁内検討会で議論に上がったものが本協議会においても大事なことだと思うので、しっかりと連携をしていただいて、庁内検討会の結果を本協議会にも出していただけたらと思う。

(意) 委員

行政間の連携という話があったが、マスタープランの目的の中には、生活者だけでなく、来訪者についても含まれている。特に海外からの来訪者については、伊勢市内だけのことではないのではないかと考えられる。可能であれば、近隣の鳥羽市、志摩市への行政ヒアリングなどにより、鳥羽から伊勢へ来る方、志摩に宿泊して伊勢へ観光に来る方など、市内だけでなく近隣市町も含めた範囲での来訪者の流れを把握するためのリサーチを調査項目に加えていただければと思う。

(質) 会長

鳥羽市や志摩市、明和町など、行政間の連絡協議会などはあるのか。

(答) 事務局

バリアフリーについての連絡協議会はない。テーマ毎に関係する部署や自治体と連携する組織があるが、それは各自で組織しているという状況である。今回のバリアフリーマスタープラン策定に関しては、皆様の意見を参考にさせていただき、関係するところに直接情報提供を依頼するなどといったかたちで対応できたらと思う。

(質) 会長

来訪者、特に観光ということであれば、伊勢から鳥羽など移動のことを考えると、来訪者は伊勢に留まらないことから広域的な話になるかもしれないが、委員の言われることをしっかり考えていただければと思う。

先ほどの説明の中でバリアフリーの方針を決めていくとあったが、現在伊勢市全体のバリアフリーの方針やマスタープラン、あるいはそのたたき台になるようなものはあるのか。

(答) 事務局

観光に関しては伊勢市観光振興基本計画があり、事業としておもてなしヘルパーがあるが、バリアフリーマスタープランのようなものは特に無い。これから策定するマスタープランの中で、そういったことも含めて方針等に取り込めればと思う。

(意) 会長

そういった意味では、伊勢市において今後宿泊される方、来訪される方も含めたプランの作成ということで、この協議会の責任はある意味重いものになると思っている。是非活発な議論をお願いしたい。

(質) 委員

このような協議会は何年か前から開催されていたようだが、伊勢市バリアフリーマスタープランが策定されていないので、当然それに基づいた施策などはないと思うが、伊勢市でこれまでバリアフリー化を進めてきたという実績があれば教えていただきたい。

(答) 事務局

バリアフリーマスタープランの策定を皆様にこれからお願いする訳だが、平成 29 年の 2 月に伊勢市交通バリアフリー基本構想を策定した。基本構想という名称ではあるが実施計画的な位置づけをしており、具体的にどの事業者がいつまでに何をするのかということを決めたものである。基本構想は五十鈴川周辺地区を重点整備地区に定めており、五十鈴川駅のバリアフリー化ということでエレベーターやトイレの改修などの整備について、昨年度は設計を行い、今年度と来年度でバリアフリー化整備を行う。またその他

の道路のバリアフリー化なども進めている。今回マスタープランを策定していただき、併せて五十鈴川駅周辺地区の整備が一定のところまで進めば、マスタープランで設定した促進地区について新たな基本構想の策定に着手し、具体的に進めていくといった流れになるかと思う。

(意) 委員

実績のことで少し補足をさせていただくと、式年遷宮の前の平成 22 年度、23 年度頃に旅館に対するバリアフリーの補助金交付を、市が単独で実施した。その際 NPO 法人伊勢志摩バリアフリーツアーセンターにご協力いただいてパーソナルバリアフリー基準という少しファジーな基準を定め、それによる簡単なバリアフリー補助を実施し、非常に成果があった。旅館の方々によると、どちらかというところ来訪客のために整備したことだが、実は従業員の方にとっても優しいものとなったということで、たくさんの旅館が補助金を受け、整備していただいたという実績がある。

(意) 委員

遷宮前に行った事業であるが、ファジーな基準というものについて説明させていただくと、今までバリアフリー整備となると、どうしてもすべての方々に対応するという形で、車椅子の重度な障がい者の方々も、杖を使用している高齢者の方々も、誰もが利用できるようなバリアフリー化をしなければならないという基準で進んでいるところがあった。だがそうではなく、例えば重度な障がい者の利用とまではいかななくても、杖を使用した高齢者は利用できるように、少しだけ改修する、そこからさらに、もう少し改修してみるという、一歩ずつ徐々に目的の達成に向けて進めていき、より重度な障がい者の方々に対応できるようにしていくというものである。これはとても好評で、旅館側ももう少し改修しようとするステップ、2ステップ、3ステップと整備をしていただきずいぶん受け入れ態勢が整っていった。併せてソフト面にも影響があり、今まで障がい者を受け入れることが怖いと思っていた旅館の方々も、簡単だ、こんな形で喜ばれるのであればもっと早く整備すればよかったと、心理面からも受け入れがしやすくなってきていることを実感している。私達も来訪者に伊勢市の旅館を案内する機会が増え、実際バリアフリー化をきっかけに売り上げが非常に伸びていることもあるなど、経済効果もあったのではないかと思う。やはり経済効果がなければバリアフリー化も進まないのではないかと思うので、とても説得力のある良い事業をしていただいたと思っている。

(意) 会長

始めてみなければ何も完成しないと思う。簡単なところから出来ることをやっていくということが、実は大きな成果をもたらす。経済効果、多くの方に来ていただき良さを知っていただくということ、それによってリピーターが増えていくという相乗効果がそこから出てくると思う。どんな事業でも出来ることから進めていくことが大事であると、今の話から感じた。

(質) 委員

前回の基本構想がきっかけかは分からないが、地元住民から聞くところによると、今年度あたりにおはらい町と平行にある国道 23 号線の歩道について、灯籠が撤去されたこともあり、歩きやすくきれいになるということを小耳に挟んだ。基本構想策定時にもあの周辺を歩き、レンガ敷きが歩きにくいということを調査した。またおはらい町を訪れる人が非常に多く、最近では内宮に向かいたい人が歩道を歩いているのを見かけるので、そういった方々に対して歩きやすい歩道を整備することを考えていただいているのではないかと思う。それが基本構想に基づくものなのか、そうでないのかは分からないが、ひとつの実績ではないかと思うのだが、違うだろうか。

(答) 委員

国道 23 号が内宮前まで伸びており、国の管轄の道路ということで、灯籠が撤去されたことによる景観整備として、非常に電線が多いことから地中化をしていく。それと併せて歩道を整備していくという事業を、去年の暮れ位から始めており、今年度か来年度あたりから工事を発注し、順次実施していくために伊勢市や関係業者と調整しながら進めているところである。また交通バリアフリー基本構想の中にいくつかバリアフリー化事業について記載しているが、それもこの工事と併せて実施していくことを考えている。

(質) 委員

バリアフリーマスタープランの根拠となる国や県の指針や、国全体としての方針はあるのか。

(質) 会長

国としてはマスタープランを策定してもらいたいという方針でよいか。

(答) 委員

そうである。

(質) 会長

県としての全体的な取り組み等あれば、ご紹介いただければと思う。

(答) 委員

県として、今のところそのような動きはない。

(質) 会長

とりあえずは市町レベルでということによいか。

(答) 委員

そうである。市が策定するマスタープランを参考にさせていただきたいと考えている。

(質) 会長

最終的には、市町レベルで定めた内容が、県としてのマスタープラン的なものに反映されるのか。

(答) 委員

それに基づいて反映していくという形になると思う。

○ **その他**

市民アンケートの項目について、実施前に協議会に諮りたい。郵送やメールでアンケート案の文書をお送りし、委員の意見を伺いたい。

アンケート実施時期は、現時点では8月頃を予定している。

<閉会>